

(別紙1)

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

(電気通信事業法施行規則の一部改正)

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）

は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(媒介等の業務の届出等)</p> <p>第三十九条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 法第七十二条の二第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>[一～三 略]</p> <p>四 電話番号及び電子メールアドレス</p> <p>五 [略]</p> <p>六 [略]</p> <p>[4～8 略]</p> <p>様式第33 (第39条第1項関係)</p> <p>媒介等の業務届出書</p> <p>[略]</p> <div data-bbox="490 632 1115 1011" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>郵便番号 (ふりがな)</p><p>住 所 (ふりがな)</p><p>氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)</p><p>法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)</p><p>担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)</p></div> <p>電気通信事業法第73条の2第1項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のとおり届け出ます。</p> <p>1 電話番号及び電子メールアドレス(担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)</p>	<p>(媒介等の業務の届出等)</p> <p>第三十九条 [同上]</p> <p>[2 同上]</p> <p>3 [同上]</p> <p>[一～三 同上]</p> <p>[新設]</p> <p>四 [同上]</p> <p>五 [同上]</p> <p>[4～8 同上]</p> <p>様式第33 (第39条第1項関係)</p> <p>媒介等の業務届出書</p> <p>[同左]</p> <div data-bbox="1440 632 2065 1267" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>郵便番号 (ふりがな)</p><p>住 所 (ふりがな)</p><p>氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)</p><p>法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)</p><p>担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)</p><p>電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)</p></div> <p>電気通信事業法第73条の2第1項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のとおり届け出ます。</p>

(別紙 1)

電話番号	
電子メールアドレス	

2 媒介等の業務に係る電気通信役務	3 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者 [略]	4 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者 [略]	5 委託に係る再委託の有無	6 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別 [略]

[注略]

1 媒介等の業務に係る電気通信役務	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者 [同左]	3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者 [同左]	4 委託に係る再委託の有無	5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別 [同左]

[注同左]

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(別紙1)

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(別紙1)

改正後	改正前
<p>第四條の十一 電気通信事業法第二十六條第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者のうち、営業所その他の事業所において利用者に対して対面により当該媒介等の業務を行う者は、毎報告年度経過後二月以内に、当該毎報告年度末における当該事業所（利用者に対して対面により当該媒介等の業務を行うものに限る。）の所在地及び名称を総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 電気通信事業法第二十六條第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者のうち、当該媒介等の業務について他の媒介等業務受託者に再委託を行つている者は、毎報告年度経過後二月以内に、当該媒介等業務受託者の名称等を総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>3 前二項の報告は、総務大臣の指定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情があるため、当該方法によることが困難であると総務大臣が認めるときは、これに代えて、様式第二十三の十六により、書面等によることができる。</p> <p>様式第23の16（第4条の11関係）</p> <p>〔第1表 略〕</p> <p>第2表</p> <p>〔様式略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>注1 〔略〕</p> <p>2～10 〔略〕</p>	<p>第四條の十一 電気通信事業法第二十六條第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の十六により、毎報告年度経過後二月以内に、当該毎報告年度末における営業所その他の事業所（利用者に対して対面により当該媒介等を行うものに限る。）の所在地等及び再委託先の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>様式第23の16（第4条の11関係）</p> <p>〔第1表 同左〕</p> <p>第2表</p> <p>〔様式同左〕</p> <p>注1 再委託を行っていない場合には、「再委託に係る電気通信役務」の欄に「×」を記入すること。</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>3～11 〔同左〕</p>
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(別紙1)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に電気通信事業法第七十三条の二第一項の届出（以下単に「届出」という。）をしている者については、この省令の施行の日においてこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則第三十九条第三項第四号に掲げる事項に変更があつたものとみなして、電気通信事業法第七十三条の二第二項の規定を適用する。ただし、この省令による改正前の電気通信事業法施行規則様式第三十三により電話番号及び電子メールアドレスを記載して届出をした者については、この限りでない。